

表彰規程

(目的)

第1条 この表彰規程は、宇部市における社会福祉の向上に功労のあった者を表彰し、その功労を称え、もって社会福祉の振興発展に資することを目的に社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、本会の会員であり、社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体とする。ただし、既往において、本会会長から表彰を受けた者は除く。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、本会が主催する宇部市社会福祉大会において本会会長が表彰状を贈呈して、これを行う。ただし、必要に応じ、表彰状に添えて、記念品を贈呈することができるものとする。

(表彰者の決定)

第4条 本会会長は、表彰候補者を本会理事会に諮って表彰の可否を決定する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成11年4月1日施行の表彰規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。